

# 北本市は、児童生徒が安心して通える、いじめのない学校を目指しています！

～令和元年10月1日「北本市いじめ防止対策推進条例」施行～

令和2年6月 北本市教育委員会

## 条例策定の趣旨

北本市の児童生徒が安心して通うことのできる、いじめのない学校づくりをこれまで以上に推進するため、平成25年に制定された「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえ、令和元年に「北本市いじめ防止対策推進条例」を施行するとともに、「北本市いじめ防止基本方針」策定しました。

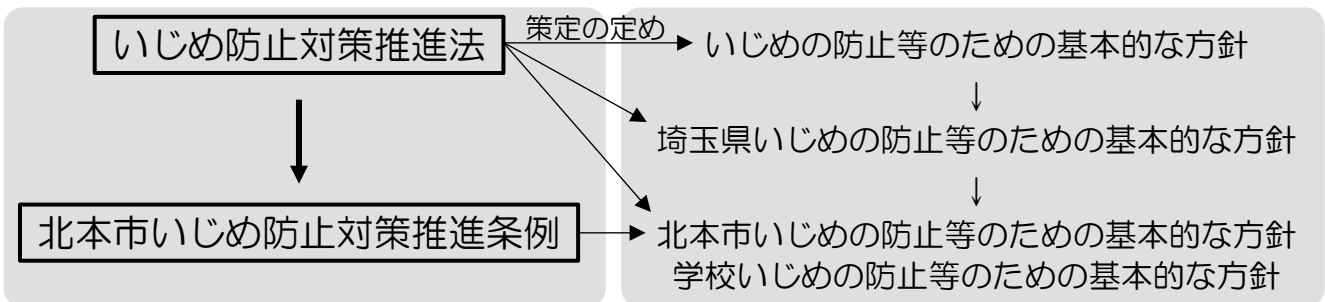
北本市、各小・中学校、保護者、児童生徒、市民等は、この条例と方針にそって一丸となっていじめ防止対策に取り組みます。

## “いじめ”の定義

いじめとは、ある児童生徒に対して、一定の人間関係にある児童生徒が心や体を傷つける行為をすることで、行為を受けた児童生徒が心や体に苦痛を感じることをいいます。

そのような行為には、インターネットやSNSを使った行為も含まれます。

## いじめ防止対策の法体系等



## 条例の主な内容

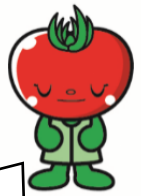
※「法」：いじめ防止対策推進法

章	内容
第1章 総則	基本理念を定めるとともに、北本市・学校及び学校の教職員・保護者の責務、児童生徒・市民等の役割を規定しています。
第2章 いじめ防止基本方針	いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の策定を義務化しています。 (法第12条)
第3章 北本市いじめ問題対策連絡協議会	いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携や対策の推進を図るための「いじめ問題対策連絡協議会」について規定しています。 (法第14条1項)
第4章 北本市いじめ問題調査委員会	重大事態に係る事実関係を調査・審議する「いじめ問題調査委員会」について規定しています。 (法第28条1項)
第5章 北本市いじめ問題再調査委員会	市長の諮問に応じて重大事態を再度調査・審議する「いじめ問題再調査委員会」について規定しています。 (法第30条2項)

## 条例におけるそれぞれの主な責務・役割

※条例第4条～第8条に規定

立場	主な責務・役割
北本市	いじめ防止等のための施策の実施 いじめに関する情報共有、連絡調整
学校 学校の教職員	いじめ防止等に係る教育（生命尊重、人権尊重等）の実施 児童生徒との信頼関係の構築、いじめ相談体制の整備 いじめ問題への組織的な対応、市教育委員会への報告 児童生徒への体罰、人間性や人格を否定する行為の禁止
保護者	子の教育の第一義的責任 いじめ問題に関する情報提供・相談（努力義務） いじめ防止対策への協力（努力義務）
児童生徒	いじめを受けた場合の相談（努力義務） いじめ問題を知った場合の相談（努力義務）
市民等	見守り等による、児童生徒が安心して過ごせる環境づくり（努力義務） いじめ問題を発見した場合の情報提供（努力義務） いじめ防止対策への協力（努力義務）



北本市にお住いの方、事業を営んでいる方、  
活動している団体の方へ、ご協力をお願い

児童生徒が安心して通える、いじめのない学校を  
目指して、地域の皆様の御協力をお願いいたします。

### 地域の見守りをお願いします。

北本市の児童生徒は、学校や家庭だけでなく、地域の皆様にも育まれています。児童生徒が安心・安全に生活するためには、地域の方のご協力が不可欠です。

北本市の子供たちの健全育成のため、見守りにぜひご協力ください。

### ちょっと変だな、と感じたら、すぐにご連絡ください。

いじめは、学校の先生や保護者の方の目の届かないところで起こる場合があります。地域の方の見守りによって未然防止、早期発見につながることもあります。「ちょっと変だな」という場面を見かけたら、地域の学校、教育委員会にご連絡ください。

### 市や学校によるいじめ防止等の対策にご協力ください。

市や学校では、日頃からいじめ防止等について、様々な対策を講じています。地域の方へお願いすることもありますので、その際はぜひご協力ください。

#### ○条例の掲載先(インターネットサイトに掲載しています。)

北本市 例規集 [https://www1.g-reiki.net/kitamoto/reiki\\_menu.html](https://www1.g-reiki.net/kitamoto/reiki_menu.html)



#### ○基本方針の掲載先(インターネットサイトに掲載しています。)

北本市ホームページ <http://www.city.kitamoto.saitama.jp/>

※組織から探す→教育委員会教育部→学校教育課→業務案内（小中学校）に掲載しています。

